

## 島根県公共交通事業者燃料費高騰緊急支援事業交付金交付要綱

### (趣旨・目的)

第1条 エネルギー価格高騰の影響を受ける中、県民生活や経済活動を支える生活交通ネットワークを維持・確保する必要があることから、知事は、交通事業者等に対して、公共交通事業者燃料費高騰緊急支援事業交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 「乗合バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- 二 「航路事業者」とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する一般旅客定期航路事業を経営する者をいう。
- 三 「タクシー事業者」とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- 四 「高速バス」とは、県境を跨いだ都市間を結び、停車する停留所を限定した急行系統を運行する乗合バスをいう。
- 五 「空港連絡バス」とは、一定の条件のもと県内空港と都市を結んで運行する乗合バスをいう。
- 六 「タクシー」とは、タクシー事業者が一個の契約により自動車を貸し切って旅客を運送する際に使用する定員11人未満の車両をいう。

### (交付対象者)

第3条 交付金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、県内で引き続き公共交通事業を実施する意思があるものとする。

- 一 高速バスを運行する乗合バス事業者（以下「高速バス事業者」という。）であって、別表1の1に掲げる者
- 二 空港連絡バスを運行する乗合バス事業者（以下「空港連絡バス事業者」という。）であって、別表2の1に掲げる者
- 三 一般路線バス等を運行する乗合バス事業者等（以下「一般路線バス事業者等」という。）であって、別表3の1に掲げる者
- 四 航路事業者であって、別表4の1に掲げる者
- 五 タクシーを運行するタクシー事業者を支援する市町村であって、別表5の1に掲げる者

### (交付額等)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内において、高速バス事業者にあつては別表1の3、空港連絡バス事業者にあつては別表2の3、一般路線バス事業者等にあつては別表3の3、航路事業者にあつては別表4の2、タクシー事業者にあつては別表5の3に定める額とする。ただし、交付金の算定に当たっては、消費税及び地方消費税額は含まないものとする。なお、交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請及び実績報告)

第5条 交付金の交付を受けようとする者は、事前に協議の上、知事が別に定める日までに、島根県公共交通事業者燃料費高騰緊急支援事業交付金交付申請書兼実績報告書（様式第1号、様式第2号、様式第3号又は様式第4号）に必要な書類を添え、知事に提出しなければならない。

### (交付の決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条の規定により交付申請兼実績報告の提出があったときは、これを審査し、  
適当と認めるときは、速やかに交付決定通知及び交付額確定通知を行うものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第7条 知事は、交付申請者の偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたと認めるとき  
又は交付申請者がこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合は、交付金の交付  
決定を取消し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(帳簿の保管)

第8条 交付金に関する経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を備え、交付金の交付を受けた  
日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月4日から施行する。

この要綱は、令和5年2月2日から施行する。

この要綱は、令和5年7月19日から施行する。

この要綱は、令和6年1月10日から施行する。

別表1 高速バス事業者

|          |  |
|----------|--|
| 1 交付対象者  | 島根県内に本社を有する者<br>(一畑バス株式会社、石見交通株式会社)  |
| 2 交付申請区分 | 高速バス   |
| 3 交付額    | 高速バス事業における令和5年4月から令和6年3月までの各月に係る燃料単価(知事が別に定める基準により算定された単価とする。)から令和3年4月から同年9月までの基準燃料単価(知事が別に定める基準により算定された単価とする。)をそれぞれ減じて得た単価(以下「各月助成単価」という。以下同じ。)に令和5年4月から令和6年3月までの各月に係る燃料の使用量(知事が別に定める基準により算定された使用量とする。以下「各月燃料使用量」という。以下同じ。)をそれぞれ乗じて得た額の合計額に1/2を乗じた額 |

別表2 空港連絡バス事業者

|          |  |
|----------|--|
| 1 交付対象者  | 島根県内に本社を有する者<br>(松江一畑交通株式会社、出雲一畑交通株式会社、隠岐一畑交通株式会社) |
| 2 交付申請区分 | 空港連絡バス   |
| 3 交付額    | 空港連絡バス事業における各月助成単価に各月燃料使用量をそれぞれ乗じて得た額の合計額に1/2を乗じた額 |

別表3 一般路線バス事業者等

|          |  |
|----------|--|
| 1 交付対象者  | 次の各号のいずれかに該当する者<br>一 令和5年度において、島根県地域間幹線系統確保維持費補助金の対象となっており、かつ島根県内に本社を有する者<br>ただし、県外に本社を有する者であっても、県内を運行する部分については対象とする<br>(一畑バス株式会社、石見交通株式会社)<br>二 令和5年度において、島根県地域間準幹線系統確保維持費補助金の対象となっており、かつ島根県内に本社を有する者<br>ただし、県外に本社を有する者であっても、県内を運行する部分については対象とする<br>(一畑バス株式会社、石見交通株式会社、防長交通株式会社)<br>三 令和5年度において、島根県生活交通確保対策交付金の対象となっている市町村<br>(県内19市町村のうち、知夫村を除く18市町) |
| 2 交付申請区分 | 一 島根県地域間幹線系統確保維持費補助金の対象の場合、一般路線バス(地域間幹線系統)とする。<br>二 島根県地域間準幹線系統確保維持費補助金の対象の場合、一般路線バス(地域間準幹線系統)とする。<br>三 島根県生活交通確保対策交付金の対象の場合、生活交通とする。  |
| 3 交付額    | 一 島根県地域間幹線系統確保維持費補助金対象系統における各月助成単価に各月燃料使用量をそれぞれ乗じて得た額の合計額に1/2を乗じた額<br>二 島根県地域間準幹線系統確保維持費補助金対象系統における各月助成単価に各月燃料使用量をそれぞれ乗じて得た額の合計額に1/2を乗じた額<br>三 島根県生活交通確保対策交付金対象系統における各月助成単価に各月燃料使用量をそれぞれ乗じて得た額の合計額に1/3を乗じた額  |

別表4 航路事業者

|         |  |
|---------|--|
| 1 交付対象者 | 島根県内に本社を有する者<br>(隠岐汽船株式会社)   |
| 2 交付額   | 航路事業における令和5年4月から令和5年9月までの各月に係る燃料単価(知事が別に定める基準により算定された単価とする。)から令和3年4月から同年9月までの基準燃料単価(知事が別に定める基準により算定された単価とする。)をそれぞれ減じて得た単価に令和5年4月から令和5年9月までの各月に係る燃料の使用量(知事が別に定める基準により算定された使用量とする。)をそれぞれ乗じて得た額の合計額から隠岐汽船株式会社の令和4年1月1日の運賃改定影響額(知事が別に定める基準により算定された額とする。)を減じて得た額の1/2の額に2/3を乗じた額 |

別表5 タクシー事業者

|          |   |
|----------|---|
| 1 交付対象者  | 島根県内に営業所を有するタクシー事業者に対し、県と同様の支援する市町村   |
| 2 交付申請区分 | タクシー  |
| 3 交付額    | タクシー事業における各月助成単価に各月燃料使用量をそれぞれ乗じて得た額の合計額から国土交通省のタクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業で得た助成額(知事が別に定める基準により算定された額とする。)を減じて得た額の1/2の額に1/2を乗じた額 |